

調査報告書

2024年6月18日

足立区公益監察員 金子 憲 康

足立区公益監察員補助員 三 浦 徹 也

同 玉 田 尚 士

※調査報告書等におけるマスキング等（非公表）の部分の考え方について

区は、足立区情報公開条例第8条の規定を参考に、調査報告書内の以下の情報に該当する記述について非公表としました。

- (1) 個人に関する情報（1号）
- (2) 公表することにより、内部通報及び通報に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（3号イ）
- (3) 公表することにより、契約に係る事務に関し、区の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するなど契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（3号ウ）

I 調査の概要

第1 調査の経緯・対象

1 調査の経緯

株式会社アクト（以下「アクト」という。）代表取締役のA氏は、江東区の施設の清掃・管理業務委託契約の入札において、経理課長から入札情報を聞き出した見返りに同区議会議員B氏（当時江東区議会議員）に対して令和4年4月頃に現金30万円を贈ったとの事実に基づき贈賄罪による有罪判決を受けた。A氏は、令和5年5月11日、B氏の公判において「足立区でも指名を受けられるよう足立区議会議員に口利きをお願いし、見返りに現金を渡していた」との供述をしていた（以下「本件供述」という。）。

足立区は、アクトが足立区においても多数の契約を落札している実績があることから、本件供述を受けて、足立区の入札・契約業務に関して問題が存在する可能性を認識し、区として調査する必要があると思慮した。

公益監察員としても、調査の必要性があると考え、内部通報の調査等に関する必要な手続を経て、アクト又はアクトのA氏から金銭の提供を受けた足立区議会議員（以下、単に「議員」という。）その他の第三者（以下、併せて「アクト等」という。）の圧力等によって、区の入札・契約の公正が歪められることがなかったかについて、公益監察員による調査（以下「本件調査」という。）が開始された。

2 調査の対象

本件調査は、本件供述の内容を踏まえ、アクト等の圧力等によって、区の入札・契約の公正が歪められることがなかったかを調査の対象としている。

そのため、談合等の業者間による不正は調査対象外とし、アクトとの契約を対象に、アクト等からの圧力等によって、足立区の入札・契約の事務が不適切に影響を受けることがなかったか否かを調査した。

第2 調査担当者の構成

金子憲康（足立区公益監察員、あさひ法律事務所、弁護士）

三浦徹也（足立区公益監察員補助員、あさひ法律事務所、弁護士）

玉田尚士（足立区公益監察員補助員、あさひ法律事務所、弁護士）

第3 重点的に調査を実施する契約の選定

本件調査の対象は上記のとおり足立区がアクトと締結した契約である。

もっとも、足立区とアクトとの間の契約は多数存在するため、本件調査においては、重点的に調査を実施する契約（以下「重点調査契約」という。）

を設定しつつ、その他の契約についてもヒアリング等によってアクト等が介在する不正行為の有無を確認していくという方法を取った。

そして、重点調査契約は、以下の基準で選定した。

(重点調査契約としなかった契約)

本件供述が指名競争入札に関するものであること、競争見積合せによる随意契約の予定価格の上限は50万円であり相対的に金額が低いこと（地方自治法施行令（以下、単に「令」という。）167条の2第1項1号別表第五・六、足立区契約事務規則第39条1項6号）、令167条の2第1項2号に基づく随意契約は、契約の性質又は目的が競争入札に適さず、相手方が特定されるものであることから、随意契約については原則として重点調査対象契約としなかった。また、指名競争入札による契約であっても、金額の低いものは一般的に不正行為が介在する危険性が低いものと判断し、予定価格が2000万円未満のものは原則として重点対象契約としなかった。さらに、後記第4・1のとおり、平成30年より前の契約に関する資料は廃棄されているところ、あまりに古い契約については、当該契約の担当者が契約の内容や経緯を覚えていない可能性が高いため、平成25年より前の契約は重点調査契約としなかった。

(重点調査契約とした契約)

1. 契約方法が「(公募型) 指名競争入札」であり、予定価格が2000万円を超える相対的に金額規模が高いもののうち、落札比率^[1]が95%を超えるものや、予定価格が2000万円を超えないものの落札比率が100%に近く著しく高いものは、区が設定した予定価格を知っていた可能性があり、不正の有無を慎重に検討すべきものと考え、重点調査契約とした。
2. 契約方法が「(公募型) 指名競争入札」であり、予定価格が2000万円を超える相対的に金額規模が高いもののうち、落札比率が[]、区が当時設定した最低制限価格[]^[2] []に近いものは、区が設定した最低制限価格を知っていた可能性があり、不正の有無を慎重に検討すべきものと考え、重点調査契約とした。

¹ 落札比率は、落札価格を予定価格で除した割合である。

² []が最低制限価格とされており、最低制限価格を下回る金額で入札した場合は失格となり、落札することはできない。

3. 上記1又は2で選定したものと同一業務案件についてアクトが落札した契約は、上記1又は2の落札比率の基準に該当しないものであっても、上記1又は2で選定した契約との比較検討の観点から、重点調査契約とした。
4. アクトが平成29年に令167条の2第1項9号（「落札者が契約を締結しないとき。」。以下「随意契約9号」という。）に該当するものとして足立区と随意契約した件については、後記Ⅱ第2・2(1)アのとおりその経緯の特殊性から重点調査契約とした。

上記の観点から重点調査契約とした契約は、別表1のとおり21件の契約である。

第4 調査方法

1 調査の限界

(1) 保存期間との関係

足立区文書管理規程第35条1項・別表5(2)では、請負又は委託により行う修繕等の役務提供に関する公文書で、「足立区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の適用を受けないもの（同5(1)）及び電子契約書（同5(6)）以外の公文書の保存期間は5年と定められている。

アクトが足立区において落札している契約は清掃・修繕等の委託業務に関するものであるところ、その入札・契約にかかる資料の保存期間は5年であり、本件調査を開始した時点で、平成30年より前の契約に関する資料は既に廃棄されていた。

(2) 任意の協力を前提とすること

足立区の職員等以外は、公益監察員が行う調査に協力する義務はなく、公益監察員による調査には強制力がないため、ヒアリングは任意の協力を前提として行われる。

なお、足立区の職員等は公益監察員が行う調査に協力する義務がある（足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱第18条2項）。

2 調査の具体的内容

(1) 入札・契約に関する資料等の精査

足立区の契約に関する各種規程及び、対象契約の関連資料の内容等を精査した。

(2) 足立区職員へのアンケートの実施

特に重点調査契約21件に関して個別の情報を収集し、アクト等による足立区職員（以下、単に「職員」という。）への不正な働きかけの有無等を調査し、職員に対するヒアリング（下記(3)）の前提資料とすることを目的として、重点調査契約にかかる当時の契約請求課・係の部長、課長及び係長、契約請求入力や仕様書作成係の担当者、並びに総務部長、契約課長、物品契約係長及び契約課の各担当者合計57名に対して、アンケート調査を実施した。

(3) 職員へのヒアリング

重点調査契約21件に関して入札金額の決定・決裁の一連の手續に参与した職員（契約請求課（主管課）／契約課）に対して、重点調査契約を中心に、対面によるヒアリングを実施した。

ヒアリング対象者は、議員と接点が多いと想定できる管理職（契約請求課・係の部長、課長、総務部長及び契約課長）並びに入札事務に詳しい物品契約係長を中心に行い、ヒアリングを進める中で、管理職に事情を確認するだけでは契約の具体的状況が分からない場合には、契約請求課・係の契約請求入力や仕様書作成係の担当者にもヒアリングを行った（合計24名）³。ヒアリングでは、重点調査契約21件にとどまらず、広くアクト等による職員への不正な働きかけがなかったかどうかを調査した。

なお、担当者へのアンケート及びヒアリング（以下「ヒアリング等」という。）については、確認すべき事項が重複しているため、退職した職員にはヒアリング等は実施しなかった。

³ 公益監察員の調査は、通常、コンプライアンス推進担当課（公益監察事務局）の協力を得ながら行うため、本件調査にあたり同課■■■■課長の協力を得た。同課長は本件調査の調査対象期間である令和3年及び令和4年に契約課課長をしており本件調査のヒアリング対象者でもある。しかし、同課長がアクト等を含む公募型指名競争入札に関する懸念について捜査機関に相談した経緯があること、足立区における入札制度の問題点について検討し、実際の運用の改善「入札における予定価格の調整等について（通知）（令和4年2月14日3足総契発第2365号）」の策定と実施等に努めていた者であること、他の職員に対するヒアリングに同課長は同席せず、公益監察員による事実評価にも同課長は一切関与しないこと等から、同課長の協力を得ながら本件調査を進めることについて問題はないと判断した。

重点調査契約とヒアリング対象者の対応関係は別表2のとおりである。

(4) 刑事記録の閲覧／A氏に対するヒアリング依頼

A氏の側から本件供述にかかる行為の状況や当該議員の情報を取得し、その議員から職員に対する働きかけがあったか等を調査すべく、まず、①本件調査の端緒となったA氏に対する贈賄罪事件について令和5年7月26日に、②A氏の贈賄罪と対向犯関係にあるB氏に対するあっせん収賄罪事件（令和5年9月15日に執行猶予付き懲役刑の有罪判決）について令和6年2月20日に、各刑事記録のうち閲覧が認められた部分について閲覧を行った（もっとも、江東区の贈賄罪等に関する刑事記録であるため、検察庁の担当者が、足立区に関係しない箇所をマスキングしており、公益監察員が閲覧可能な刑事記録の範囲は少なかった。）。

そして、公益監察員は、上記(3)のヒアリング及び上記の刑事記録の閲覧を実施した結果を踏まえて、A氏に対して、令和6年3月14日及び同月26日付け書面により、二度にわたってヒアリングへの協力要請を行った。

しかしながら、A氏から、代理人弁護士を通じて、同年4月2日付け書面によって、調査協力要請には応じないとの回答があった。そのため、上記第4・1(2)のとおり、本件調査は任意の協力を前提とすることから、A氏に対するヒアリングは実施困難と判断した。

3 事実認定と評価の方法

公益監察員は、上記の調査を基に、証拠と条理に基づき事実認定を行う。特に本件調査は、A氏やB氏に関する刑事事件を端緒としているように、認定する内容によっては、入札にかかる犯罪行為にも該当しうるものであることから、刑事訴訟における無罪推定の原則（刑事訴訟法336条参照）に照らし、単に疑わしいのみで事実認定を行わないよう厳格に留意した。

なお、公益監察員の調査は、区の幹部職員その他これらの者に準ずる者から独立性を確保して行われており（足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱第9条1項参照）、足立区からの要請、示唆等一切の影響を受けずに、独立した立場で事実認定し評価するものである。また、念のため、本件調査にあたり、足立区以外の第三者からの要請等も一切受けていないことも付言する。

II 調査結果の概要

第1 調査結果の要旨

刑事記録上、A氏が、足立区の指名競争入札に際し、議員に対し、口利きを依頼し、指名を受ける見返りに現金を渡したと供述したことは確認できた。そのため、A氏が議員に対し、足立区の入札に関し、アクトが指名を受けられるように要請をした蓋然性は高いものと認められる。

しかしながら、A氏から本件調査への協力が得られなかったこと、職員へのヒアリングではアクトが指名を受けられるように働きかけをアクト等から受けたとの回答はなかったこと等からして、仮にA氏が議員に対して上記要請をしていたとしても、かかる議員が足立区の職員に対してアクトが指名を受けられるように不正な働きかけをしたとまでは確認できなかった。

その他、本件調査によっても、アクト等が職員に対して、足立区との契約に関して不正な働きかけをしたことを推認させる証拠は確認できなかった。

したがって、アクト等の職員に対する不正な働きかけによって、足立区の入札・契約の事務が不適切に影響を受けたとは認められなかった。

第2 調査結果の内容

1 アクトへの調査結果の内容

刑事記録によれば、A氏は、足立区の入札に関して、他の業者と「網掛け」⁴をしたこと、足立区の指名競争入札に際し、自ら足立区役所に営業活動を行ってもなかなか指名を得られなかったため、知人である議員に口利きを依頼し、その見返りとして現金を議員に渡したと供述をしたことが確認された。かかる供述はA氏にとって不利益な内容であり、それを自認する本件供述の信用性は一般的に高いものと認められる。したがって、A氏が議員に対して口利きを依頼し、その見返りとして現金を当該議員に渡したとの事実があった蓋然性は高い。

しかし、A氏が口利きを依頼したとされる議員の氏名や、当該口利きによって実際にアクト等が職員に対して何らかの働きかけを行ったかまでは刑事記録からは確認できなかった。

また、当職らは、A氏に対してヒアリングの実施を要請したが、A氏は代理人弁護士を介して協力を拒絶してきたことから本件調査への協力は得られなかった。

そのため、アクトへの調査によっては、足立区の入札・契約の事務が不適切に影響を受けたことを示す証拠を得るに至らなかった。

⁴ 「網掛け」という言葉は、明確な定義はないと思われるが、業者間の問題行為の一類型を意味するようである。

2 職員への調査結果

(1) 前提——重点調査契約の手続

ア 重点調査契約の種類及び内容

重点調査契約は、①指名競争入札、②公募型指名競争入札及び③随意契約9号のいずれかの契約である。

指名競争入札は、足立区が入札に参加する業者を指定し、公募型指名競争入札は、足立区が参加する業者を指定するのではなく、公募して広く業者を募る点異なるが、いずれも競争入札である。

入札を実施し、最も低い価格（最低制限価格が設定されているものについては最低制限価格以上の入札価格の中で最も低い価格）で落札した業者が当該契約を締結することになるが、規定の期間内に当該業者が契約を締結しないとき（令167条の2第1項9号）、次順位の金額で入札した業者に落札の意思を確認し、契約を行う。これが随意契約9号である。職員へのヒアリングによれば、随意契約9号に基づいて契約することは非常に稀であるとのことであった。

イ 契約の流れ

(ア) 契約請求課（担当課）が業者から下見積を取得し、当該下見積価格を踏まえて予定価格を決めていた。契約課は、業務委託契約においては、契約請求課の予定価格を踏まえて、予定価格が2000万円以上の建物清掃業務委託その他の限られた契約については、最低制限価格を設定する。指名競争入札の場合、職員が、区のルールに則り、業者を指名する。指名競争入札及び公募型指名競争入札においては、（最低制限価格が設定されているものについては最低制限価格以上の入札価格の中で）最も低い価格で入札した業者が落札する。落札業者は、職員が決めるのではなく、システム上自動的に最も低い価格で入札した業者が落札業者になり、契約することになる。

(イ) 職員へのヒアリングによれば、令和3年度以前においては、多くの入札で契約請求課が前年度の落札業者に下見積を依頼し、当該下見積価格がそのまま入札で予定価格として採用されることが少なくなかった。

また、契約課は、以前から、上記業務委託契約等においては、
[] を最低制限価格に設定する運用をしている。^{【5】}

(ウ) 予定価格や落札価格は落札後に公開される。

(2) アクトが締結した契約の検討結果

ア 総論

職員へのヒアリングでは、アクト等から、アクトが入札において指名を受けられるように働きかけを受けたことがあると答えた者はいなかった。

また、上記(1)イ(ウ)に記載のとおり、予定価格や落札価格は、落札後に公開されるため、過去に落札したことがある業者は、同イ(イ)に記載の足立区における運用、すなわち、下見積価格がそのまま予定価格として採用されたり、[] が最低制限価格とされていたことを把握していた可能性が高いと考えられる。そのため、予定価格に近い金額で落札していることや、最低制限価格[] に近い価格で落札していること自体は、アクト等が入札について職員に対して不正な働きかけをしていた等、不正行為が行われたとの事実を推認させるものではない。

その他、アクトが重点調査契約について落札に至った経緯を調査したが、上記Ⅰ第4・1(1)に記載のとおり、本件調査では保存期間との関係等から客観的資料が十分でないものも多く、その分、契約担当者の記憶に頼らざるを得ない部分が多かったところ、アクトが落札に至った契約の経緯について必ずしも詳細に覚えていなかったことから(契約請求課及び総務部・契約課は、通常業務の中で、アクトに限らず多数の契約を取り扱っている。)、経緯について必ずしも解明できない部分も残る結果となった。

イ 落札価格が予定価格に近い契約

(ア) ①アースイントイレの修繕(平成30年)、②区内防犯パトロール業務(令和2年)及び③迷惑喫煙防止マナーアップパトロール(令和2年)

上記①の落札比率は100%、上記②の落札比率は99.8

⁵ 現在は、[] 特定の事業者の下見積額をそのまま予定価格としない運用をしており、最低制限価格も結果として[] にならないようになっている。また、下見積を複数社から取得する運用に変更しているとのことであった。

3%、上記③の落札比率は99.48%であり、落札比率が95%を超え、非常に高い。

しかし、アクトは上記①ないし③案件の前年の落札業者であり、足立区の契約請求課で契約の事務処理を行う担当者（以下、単に「担当者」という。）は、本件についてアクト1社から下見積を取得していた。

そのため、アクトは、下見積価格を把握しており、下見積価格から予定価格を推測することで、高い落札比率で落札することも可能であった。

したがって、上記①及び②案件について、アクト等が職員に対して不正な働きかけをした結果として高い落札比率になったとは証拠上認められない。

(イ) ジャブジャブ池管理業務（令和3年）

上記の落札比率は99.73%であり、落札比率が95%を超え、非常に高い。

しかし、アクトは上記契約の下見積業者であり、担当者はアクト1社から下見積を取得していた。そのため、上記（ア）と同じく、アクトは、下見積価格から予定価格を推測し、高い落札比率で落札することは可能であった。

なお、アクトは、上記契約の前年の落札業者ではないため、下見積は前年の落札業者に依頼をするという上記(1)イ（イ）に記載の運用に照らすと、アクトが上記契約の下見積業者となったことには何らかの理由があったものと想像できる。この点、ヒアリングでは、当該契約の担当者に明確な記憶がなく、経緯を確認することはできなかったが、下見積は前年度の落札業者のみから取得しなければならないものではなく、前年の落札業者に問題があったために下見積業者をアクトに変更した可能性や、前年の落札業者にも下見積を依頼していたが、下見積を提出しなかったために、足立区との契約実績があるアクトに対して下見積を依頼した可能性（いずれも職員のヒアリングにおいて過去に見られた例として供述されたもの）等も考えられ、アクト等が職員に不正な働きかけをした結果として、アクトに下見積を依頼したとまで認めることはできない。

したがって、アクトが前年の落札業者ではないにもかかわらず、高い落札比率で落札した原因が、アクト等が職員に対して不

正な働きかけをしてアクトが下見積業者になったことによるものとは証拠上認められない。

- (ウ) ジャぶじゃぶ池管理業務（①令和元年、②令和4年）、③区内防犯パトロール業務（令和元年）

上記①の落札比率は98.35%、上記②の落札比率は99.66%であり、上記③の落札比率は96.49%であり、落札比率が95%を超え、非常に高い。

アクトは、上記各契約の前年の落札業者であり、担当者はアクトから下見積を取得していたが、上記各契約ではアクト以外の業者からも下見積が取得されているため、アクトが複数社の下見積価格から計算される予定価格を推測することは必ずしも容易ではない。

もっとも、上記各契約のような業務委託契約の見積りは、人件費に係る費用が大部分を占めるため、金額が変動しにくく、予定価格を推測しやすい側面はある。実際、じゃぶじゃぶ池管理業務契約や区内防犯パトロール業務は、他の年度の契約も落札比率が比較的高い水準にあるところ、比較検討の観点からヒアリングを実施したじゃぶじゃぶ池管理業務（平成30年）及び区内防犯パトロール業務（平成27年、平成28年、平成30年）との関係で疑わしい点は認められなかった。

したがって、アクト等が職員に対して不正な働きかけをした結果として、高い落札比率になったとは証拠上認められない。

なお仮に、アクトが、上記(1)イ（イ）に記載の運用を知った上で、他の下見積業者から下見積価格を取得していたとすれば、それは入札にかかる不正行為となりうるが、本件調査の対象外である。

- (エ) ①アースイントイレ（平成29年）、②じゃぶじゃぶ池管理業務（平成28年）、③建物清掃業務（平成25年）、

上記①の落札比率は99.01%、上記②の落札比率は99.27%、上記③の落札比率は95.45%であり、落札比率が95%を超え、非常に高い。

上記のとおり平成30年より前の契約は資料が廃棄されているため、アクトが下見積業者かどうか等の事実関係が分からず、落札比率が高い理由は明らかにならなかった。しかし、アクトが

下見積業者であって、下見積価格から予定価格を推測し、高い落札比率で落札した可能性は否定できない。

また、上記②については、比較検討の観点からヒアリングを実施したじゃぶじゃぶ池管理業務（平成30年）との関係で疑わしい点は認められなかった。

したがって、アクトは高い落札比率で落札したものの、アクト等が職員に対して不正な働きかけをした結果として、高い落札比率になったとは証拠上認められない。

ウ 落札価格が最低制限価格に近い契約

(ア) 建物清掃業務（令和元年、令和2年）

上記落札比率は、いずれも80.00%（小数点以下第3位以下切捨て）であり、足立区が設定した最低制限価格と[]であった。

しかし、アクトは上記契約の前年の落札業者であり、担当者はアクト1社から下見積を取得していた。そのため、アクトは、下見積価格を把握しており、当該下見積価格が予定価格になり、[]が最低制限価格になると予測できていた可能性が高い（上記ア参照）。

したがって、アクト等が職員に対して不正な働きかけをした結果として、アクトが最低制限価格と[]で落札したとは証拠上認められない。

(イ) 建物清掃業務（①平成30年、②令和4年）

上記①の落札比率は[]80%、上記②の落札比率は80.15%であり、足立区が設定した最低制限価格[]に近かった【⁶】。

そして、上記①及び②の案件では、上記（ア）と異なり、アクトが前年の落札業者ではなく、担当者は前年の落札業者1社からしか下見積書を取得していない。そのため、本来、アクトが予定価格及び最低制限価格を推測することは容易ではないはずであ

⁶ なお、建物清掃業務（令和4年）では、当初、契約請求課が設定した予定価格は、下見積額と同額であったため、契約課が予定価格を変更した。その結果、予定価格が下見積価格の金額から変更され、[]が最低制限価格とされた。変更後の予定価格を基準とすると、アクトの落札比率は80.15%であるが、変更前の予定価格（下見積価格）に対するアクトの入札価格の割合は[]80%であった。

る。

仮に、アクトや上記前年の落札業者（下見積業者）にヒアリング等を行えば、アクトが最低制限価格[]に近い価格で落札した理由を確認できた可能性は否定できないが、上記のとおりアクトにはヒアリングを実施できず、他方、本件調査は、アクト等が職員に対して不正な働きかけをしたか否かを明らかにすることを目的としており、上記下見積業者への調査は本件調査の対象外である。そして、職員に対するヒアリング等の結果からは、アクト等が職員に対して不正な働きかけをしたことは確認できなかった。

したがって、アクトは最低制限価格[]に近い金額で落札したものの、アクト等が職員に対して不正な働きかけをしてこのような金額での落札となったとは証拠上認められない。

エ ジャぶじゃぶ池管理業務（平成29年）

本契約は、落札業者（以下「第1順位落札業者」という。）が契約を締結せず（令167条の2第1項9号）、アクトが随意契約を締結したものである。

上記のとおり、平成30年より前の契約であるため、契約に関する資料は基本的に廃棄されていたが、当時の担当者と思われる者のメモに記載された資料が一部残っていた。そこには、第1順位落札業者が入札金額を間違えて入札したことを理由に辞退したとの記載があったが、その他に、区の入札・契約の公正が歪められたことが疑われる事情はなかった。また、ヒアリングにおいて、第1順位落札業者が契約を締結しなかった理由を覚えている者はおらず、アクト等が職員を介して第1順位落札業者に対して働きかけを行ったとも認められなかった。

なお、仮にアクト等による第1順位落札事業者に対する働きかけがあった結果として、第1順位落札業者が契約を締結しなかったのだとしても、それをもってアクト等が足立区の職員に対して不正な働きかけをしたということにはならない。

したがって、アクト等が職員に対して不正な働きかけをして随意契約9号を締結したとは証拠上認められない。

オ その他の契約

上記Ⅰ第3・3のとおり、落札比率が100%に近い等の事情はないものの、比較検討の観点から、じゃぶじゃぶ池管理業務（平成30年）、区内防犯パトロール業務（平成27年、平成28年、平成30年）、迷惑喫煙防止マナーアップパトロール（令和元年、令和3年）についてもヒアリング等を実施した。しかし、アクト等が職員に対して不正な働きかけをしたことは確認できなかった。

また、職員へのヒアリングにおいては、重点調査契約に限らず、アクト等から不正な働きかけがあったかどうか聴取をしたが、このような事実は確認できなかった。

(3) 補足

職員のうち、管理職（部長及び課長）は、日常業務の中で、議員と比較的頻繁に接触していた。管理職は、議員から、区内の業者を紹介されたり、区民の要望を届けられたりすることがあり、このような職員と議員の接触は問題ではない。

しかし、一部の職員から、「特定の契約に関して入札に参加させてほしい」との業者の要望が議員を介して足立区役所に届けられたとの申告もあった（仮にかかる働きかけがあった場合、その態様によっては競売入札妨害罪（刑法96条の6第1項）に該当する可能性がある。）。

もともと、当該申告のあった契約については、アクト等との関係は認められず、本件調査の対象外である。なお、職員へのヒアリングからは、当該要望を踏まえて業者を入札に入れるといった入札の公正が歪められるような事実は確認できなかった。

第3 結論

上記のとおり、本件調査において得られた証拠に照らし、アクト等からの圧力等によって、足立区の入札・契約の事務が不適切に影響を受けたことは認められなかった。

以上

■別表1 重点調査契約一覧

年度	件名	契約方法	予定価格 (税込)	落札 比率	選定基準 I 第3
H29	アースイントイレの修繕	指名競争入札	1,636,200	99.01	1
H30	アースイントイレの修繕	指名競争入札	2,937,600	100	1
H28	じゃぶじゃぶ池管理業務	指名競争入札	22,303,728	99.27	1
H29	じゃぶじゃぶ池管理業務	随意契約9号該当	25,135,488	96.68	4
H30	じゃぶじゃぶ池管理業務	指名競争入札	28,550,070	93.44	3
R1	じゃぶじゃぶ池管理業務	指名競争入札	28,550,070	98.35	1
R3	じゃぶじゃぶ池管理業務	指名競争入札	29,339,200	99.73	1
R4	じゃぶじゃぶ池管理業務	指名競争入札	29,250,169	99.66	1
H27	区内防犯パトロール業務	指名競争入札	26,308,800	86.21	3
H28	区内防犯パトロール業務	指名競争入札	39,463,200	86.48	3
H30	区内防犯パトロール業務	指名競争入札	84,753,000	93.02	3
R1	区内防犯パトロール業務	指名競争入札	24,257,376	96.49	1
R2	区内防犯パトロール業務	指名競争入札	24,830,256	99.83	1
H25	建物清掃業務	指名競争入札	46,200,000	95.45	1
H30	建物清掃業務	公募型指名競争入札	48,999,600	80	2
R1	建物清掃業務	公募型指名競争入札	51,037,615	80.00	2
R2	建物清掃業務	公募型指名競争入札	52,028,350	80.00	2
R4	建物清掃業務	公募型指名競争入札	53,287,400	80.15	2
R1	迷惑喫煙防止マナーアップパトロール	指名競争入札	15,440,940	62.01	3
R2	迷惑喫煙防止マナーアップパトロール	指名競争入札	25,632,200	99.48	1
R3	迷惑喫煙防止マナーアップパトロール	指名競争入札	26,112,900	81.39	3

■別表2 ヒアリング対象者

件名	年度	契約請求課係 (当時)	部長	課長	契約請 求入力 担当者	仕様書 作成係 担当者	総務 部長	契約 課長	物品契 約係長			
アースイン トイレの修 繕	H29	危機管理部災 害対策課施設 管理係	■■■■	■■■	■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■■	■■■ ■■■	■■■ ■■■			
	H30		■■■■	■■■			■■■■		■■■■ ■■■■			
じゃぶじゃ ぶ池管理業 務	H28	都市建設部公 園管理課公園 管理係	■■■■	×			■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■ ■■■■	■■■ ■■■	■■■ ■■■	■■■■ ■■■	
	H29		■■■ ■■■■	■■■■ ■■■					■■■■			
	H30											
	R1		■■■	■■■					■■■■			
	R3	同部同課施設 維持係	■■■	■■■	■■■ ■■■				■■■■ ■■■	■■■ ■■■■		
	R4	同部東部道路 公園維持課事 業調整	■■■■ ■	■■■■		■■■ ■■■			■■■ ■■■			
区内防犯パ トロール業 務	H27	総務部危機管 理課生活安全	■■■■ ■■■	×	■■■■ ■■■■	■■■ ■■■■	■■■ ■■■	■■■ ■■■	■■■ ■■■			
	H28		■■■■						×			
	H30	危機管理部危 機管理課生活	■■■■	×	■■■■■■■■	■■■■		■■■ ■■■■				
	R1	安全	■■■■		×			■■■■	■■■ ■■■■			
	R2		■■■■									
建物清掃業 務	H25	資産管理部庁 舎管理課本庁 舎管理係	■■■■ ■■■	■■■ ■■■	×	×	■■■ ■■■	×				
	H30		■■■		■■■■■■■■	■■■■		■■■■ ■■■				
	R1	施設営繕部庁 舎管理課庁舎 管理係	■■■		×			■■■■				
	R2								■■■ ■■■■			
	R4		■■■■			■■■■ ■■■						

迷惑喫煙防 止マナーア ップパトロ ール	R1	地域のちから						
	R2	推進部地域調	■	■			■	■
	R3	整課美化推進 係	■	■		■	■	■

